

# 第1部 計画の基本的事項

## 1 計画策定の背景

本市では、環境施策を総合的かつ計画的に展開するため、平成10年3月に「岐阜市環境基本計画（平成10年度～平成19年度）」を策定するとともに、市域全体の環境意識の醸成を図るため、平成14年に「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」を目指すとした「環境都市宣言」を行いました。

### 環境都市宣言

自然な姿をそのまま残す緑豊かな金華山。豊富で清浄な水をたたえ、1300年の鶺鴒の伝統が今も続く清流長良川。岐阜には先人たちが大切に守り育て、受け継いできたかけがえない自然があります。

こうした恵まれた環境を享受してきた私たちは、この環境を維持するだけでなく、さらによりよいものとして次代に引き継がなければなりません。

いま、自然の持つ復元力を超え、地球規模での広がりを見せる汚染や環境破壊が問題とされています。求められるのは、一人ひとりの日常生活や社会経済活動が、環境へ負の要因となっていることを認識し、環境に対して負荷の少ない、健全で持続可能な社会を構築するための積極的な行動です。

そこで、私たちは

- 1 自然との共生、共存をはかり、快適環境を創出します。
- 1 循環型社会をめざした、事業活動や市民生活を構築します。
- 1 地域の環境づくりに、自ら積極的に取り組みます。

これらを基本に「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」の創造を目指します。

今後も、市民、企業、行政が一体となって、地球環境の保全と、心やすらぐ都市環境を目指して、まちづくり、地域づくりに取り組むことをここに宣言します。

平成14年9月8日

岐阜市

平成18年9月には、環境保全及び創出に係る基本理念を定めた岐阜市環境基本条例<sup>※1</sup>（以下「環境基本条例」という。）を制定するとともに、この環境基本条例に基づき平成20年12月に、平成24年度までの5年間を計画期間とした「岐阜市環境基本計画（平成20年度～平成24年度）」を策定し、市民協働により総合的な環境対策を進めてきました。

### 環境基本条例 基本理念

第3条 環境の保全及び創出は、市の社会、経済及び文化の持続的発展を推進しつつ、人と自然が共生する豊かな環境都市を実現することによって行われなければならない。

2 環境の保全及び創出は、人と自然が共生する社会において市民が良好な環境の恵みを受るとともに、これを将来の世代へ継承していけるように行わなければならない。

3 環境への負荷の低減のため、限りある資源の浪費を止め、循環型社会を実現しなければならない。

4 すべてのものは、環境へ負荷を与えることに関しては加害者であり、同時に被害者であるため、自主的かつ積極的に、更に協働して環境への負荷を低減しなければならない。

※1 岐阜市環境基本条例／環境の保全及び創出に係る基本理念、基本原則、施策の基本となる事項を定め、各主体の役割を明らかにし、環境施策の総合的な推進を図る条例。

これらの対策等により、自然環境や生活環境の保全が図られるなど、環境行政に一定の進展が見られましたが、一方で、地球温暖化、廃棄物問題、生物多様性<sup>※2</sup>の損失など、世界規模での環境問題も深刻化しています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災による原子力発電所の事故を受け、エネルギー政策の見直しや放射性物質のリスク管理等が大きな課題となっています。

私たちは、次世代に対する責務として、二酸化炭素排出量の更なる削減、生物多様性の保全、安全・安心な生活の実現など、各分野において引き続き課題解決に向けて取り組んでいく必要があります。

そのため、以下に示す本市の環境行政を取り巻く情勢の変化や環境に対する市民意識等を踏まえながら、今後の環境施策の基本的な方向を示す「岐阜市環境基本計画（平成25年度～平成29年度）（以下「環境基本計画」という。）」を策定しました。

### ○岐阜市総合計画との整合

- 本市の最上位計画である岐阜市総合計画「ぎふ躍動プラン・21」に基づき、環境分野の総合的な計画として環境基本計画を策定する必要があります。

### ○地球温暖化対策の推進

- 国際的な協調（気候変動枠組条約等）のもと、地球温暖化対策推進法の改定に伴い、本市では、平成23年3月に「岐阜市地球温暖化対策実行計画<sup>※3</sup>」を策定し、持続可能で快適な低炭素都市の実現に向け取組を進めています。

また、「岐阜市地球温暖化対策実行計画」に対応するため、平成24年3月に「環境アクションプランぎふ2012<sup>※4</sup>」を策定し、事業者又は消費者として市が率先し環境負荷の低減を図り、市施設の低炭素化を推進しています。

- 平成23年3月に発生した東日本大震災及び原子力発電所の事故等を契機に節電意識が高まり、再生可能エネルギー<sup>※5</sup>の加速度的な普及や省エネルギーの推進が求められています。

### ○ごみ減量・資源化の推進

- 循環型社会の形成に向け、国は、平成20年3月に「第2次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、県は、平成24年3月に「第2次岐阜県廃棄物処理計画」を策定しました。
- 本市は循環型社会の実現を目指し、平成23年11月にごみ減量・資源化施策の行程を示す「ごみ減量・資源化指針2011<sup>※6</sup>」を策定し、ごみ減量・資源化対策に取り組んでいます。

### ○生活環境への対応

- 国では、人の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、大気、水、土壌、騒音等に関し環境基準を定めており、適宜、項目の追加や基準値の変更が行われています。
- 近年、大気環境において、特に粒径の小さい粒子（微小粒子状物質（PM2.5）<sup>※7</sup>）は人体への影響が大きいとされたことから、平成21年9月に環境基準が告示され、本市は、平成22年度より常時監視を実施しています。
- 東日本大震災による原子力発電所の事故を受け、一般環境へ放出された放射性物質の測定を行うなど、災害時の環境リスクへの対応が求められています。

※2 生物多様性／地球上にはさまざまな生きものや生態系が存在し、人間を含めた生きものが網の目のようにつながり、存在していること。

※3 岐阜市地球温暖化対策実行計画／地球温暖化対策推進法20条の3で定める「地方公共団体実行計画(区域施策編)」として、「岐阜市地球温暖化対策指針」を引き継ぐ、岐阜市全体の温暖化対策を示した計画。

※4 環境アクションプランぎふ2012／地球温暖化対策推進法20条の3で定める「地方公共団体実行計画(事務事業編)」として、岐阜市役所における温暖化対策を示した計画。

※5 再生可能エネルギー／自然界で起こる現象から取り出すことができ、枯渇することがないエネルギー源のこと。

※6 ごみ減量・資源化指針2011／循環型社会の実現に向け、岐阜市のごみ減量・資源化施策の行程や取組を示した計画。

※7 微小粒子状物質（PM2.5）／大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が2.5μm（マイクロメートル：1μm=0.001mm）以下のもの。

○生物多様性の保全

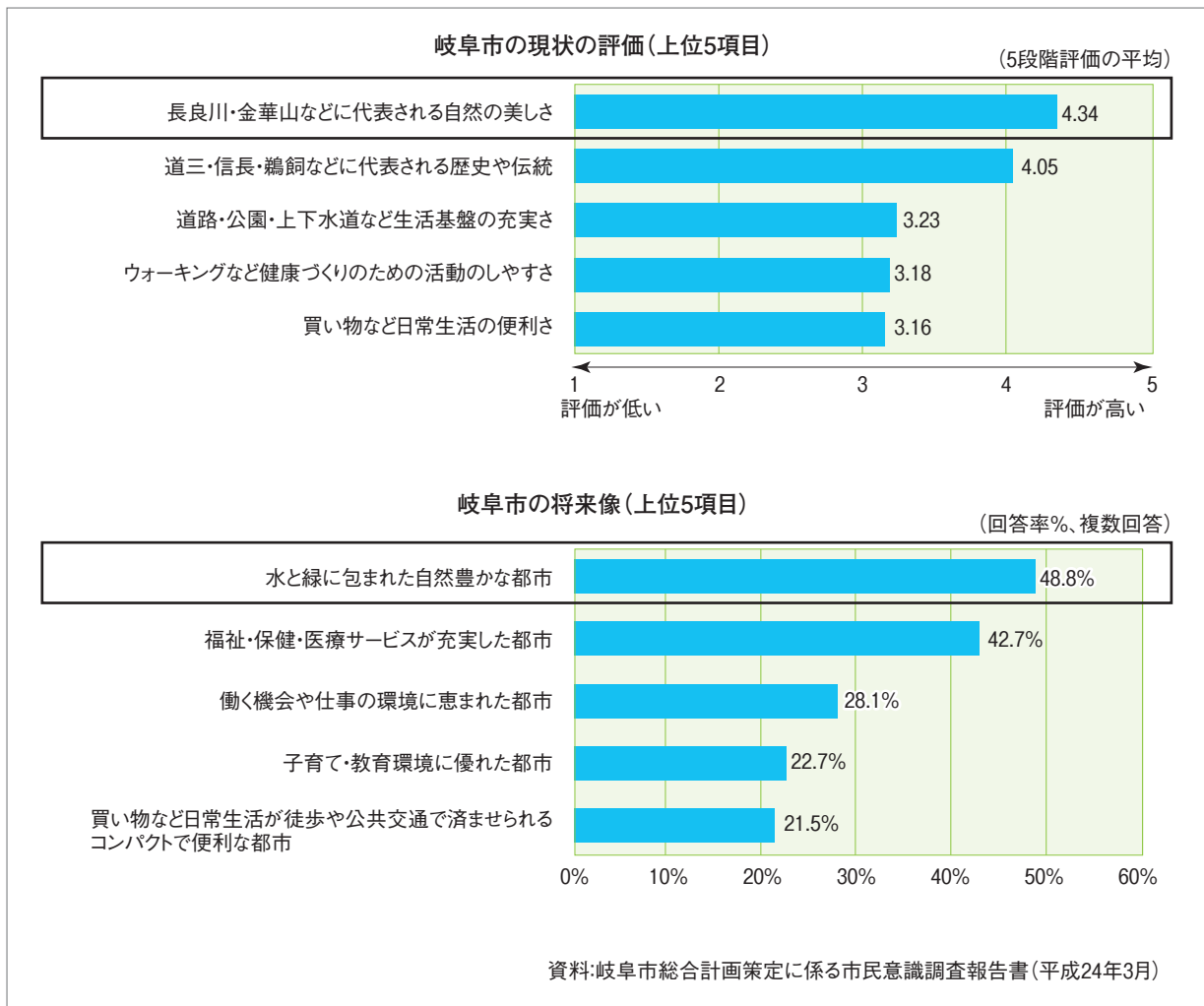
- 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向け、国は、平成22年3月に「生物多様性国家戦略2010」を、県は、平成23年7月に「生物多様性ぎふ戦略」を策定しました。
- 本市は、自然環境の実態を把握し、岐阜市版「生物多様性戦略」※<sup>8</sup>を策定するため、平成21年度から平成25年度にかけ「岐阜市自然環境基礎調査」を実施しています。

○岐阜市環境審議会環境基本計画評価部会の評価結果等の反映

- 「岐阜市環境基本計画（平成20年度～平成24年度）」に掲げる施策の点検・評価結果等を反映し、環境基本計画を策定する必要があります。

○環境に対する市民意識等の把握

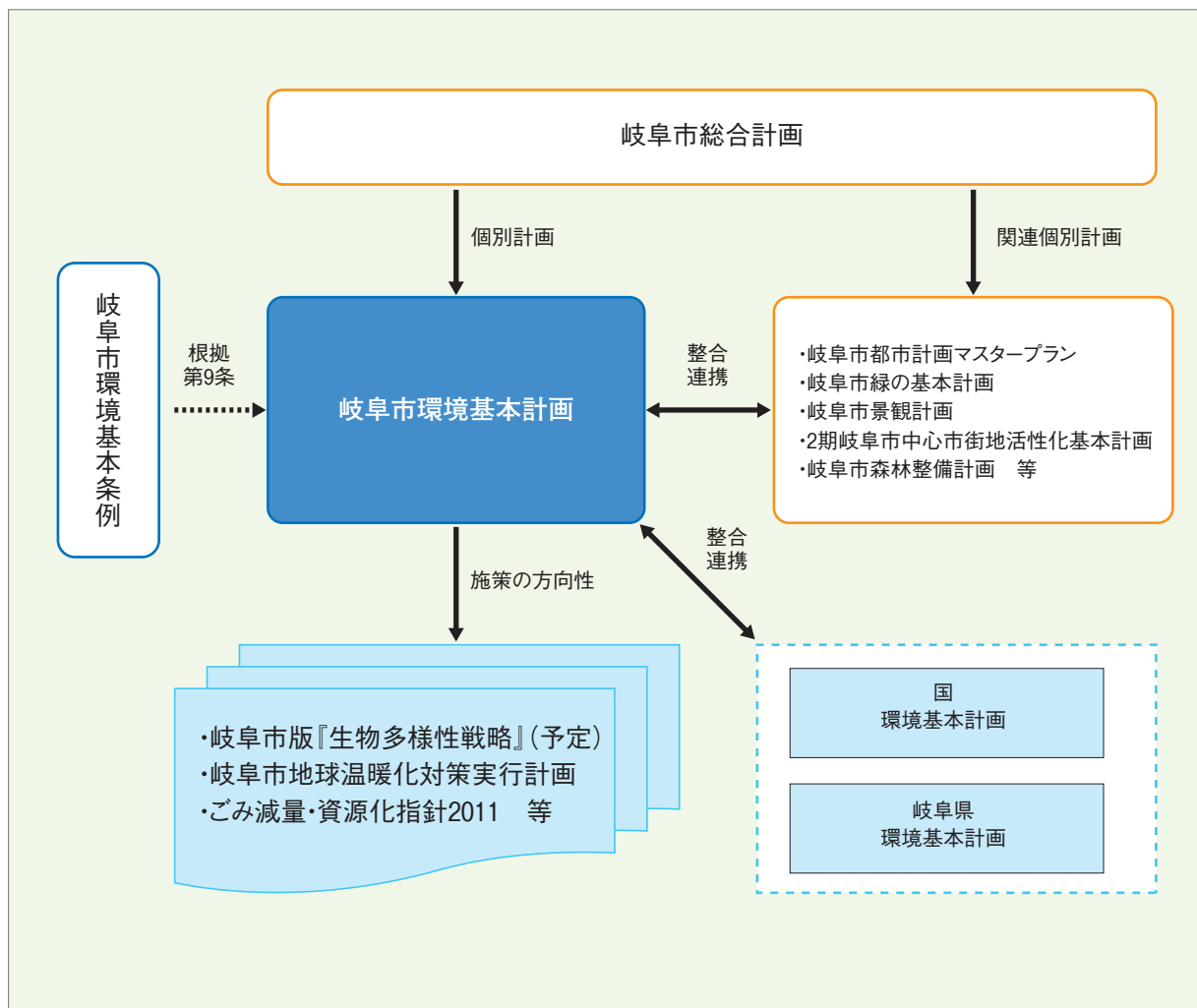
- 平成23年度に行われた岐阜市総合計画策定に係る市民意識調査の現状評価では、多くの市民が「長良川・金華山などに代表される自然の美しさ」を高く評価しています。
- 将来像では、「水と緑に包まれた自然豊かな都市」を求める声が多く、美しい自然環境を保全及び創出しつつ、自然と調和したライフスタイルを送ることが望まれています。



※8 岐阜市版「生物多様性戦略」／生物多様性基本法第13条の規定に基づく計画。生物多様性国家戦略を基本として、岐阜市域内の生きものの多様性の保全及び持続可能な利用に関して定める。

## 2 計画の位置づけ

- 環境基本計画は、環境基本条例の基本理念及び基本原則のもと、本市が環境行政を推進する上で中心的な役割を担う環境面における総合的な計画です。
- 本市の最上位計画である岐阜市総合計画の環境分野を具体化するとともに、環境に係る各種計画との連携・調整を図り、環境分野の部門別計画における方向性を示すものです。



### 3 計画の役割

- 環境基本条例第9条に定める環境の保全及び創出に関する目標、施策及び配慮を示すものです。
- 環境基本条例に定める市民、環境保全団体<sup>※9</sup>、事業者及び市の役割分担のもと、環境の保全及び創出に関する施策を推進するための基本的な方向を示すものです。
- 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境保全活動・環境教育推進法）第8条に規定された行動計画（その市町村の区域の自然的社会条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画）を兼ねるものです。

#### 環境基本条例 計画事項

第9条 市長は、環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

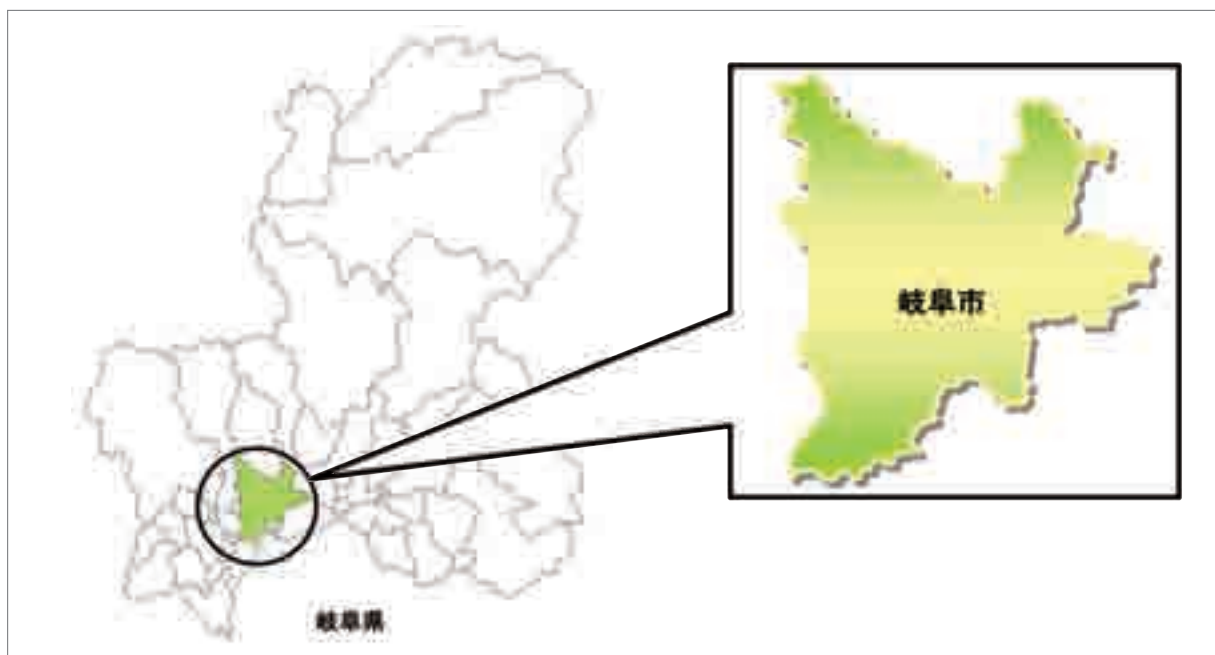
- (1) 環境の保全及び創出に関する目標、施策及び配慮
- (2) 環境の保全及び創出について重点的に取り組む地区の設定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する重要事項  
(略)

### 4 計画の期間

- 環境基本計画の計画期間は、平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）までとします。ただし、今後、環境や社会経済状況等の急激な変化により、必要に応じて本計画の内容を見直します。

### 5 計画の対象地域

- 環境基本計画の対象地域は、岐阜市全域とします。ただし、市域の範囲を超えて広域的に取り組むべき課題については、国、県、関係市町村と連携・協議して取り組みます。

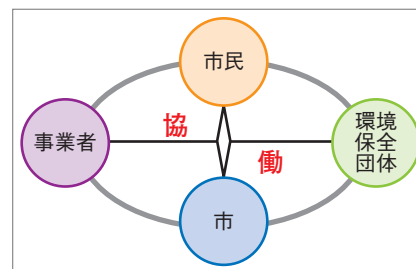


※9 環境保全団体／環境の保全及び創出を図る活動を行う団体をいい、NPO団体のほか、清掃活動をする自治会なども含まれる。



## 6 市民・環境保全団体・事業者・市の役割

- 環境基本計画の担い手は、市民、環境保全団体、事業者及び市です。それぞれの役割・責任のもと、各施策の取組を推進します。



### 【市民の役割】 環境基本条例第8条より

- 環境教育及び意識の啓発を自ら進んで行い、また、他のものの行う環境教育及び意識の啓発に協力するよう努めます。
- 循環型社会の形成に自ら努めます。(製品の長期使用、再生品の使用、分別回収の協力等)
- 基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努めます。

### 【環境保全団体の役割】 環境基本条例第7条より

- 多くの市民が参加できる体制の整備及び機会の充実に努めます。
- 基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努めます。

### 【事業者の役割】 環境基本条例第6条より

- 雇用者に対し、環境教育及び意識の啓発を自ら進んで行い、また、他のものの行う環境教育及び意識の啓発に協力するよう努めます。
- 公害を防止し自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講じます。
- 原材料等が廃棄物となることを抑制し、自ら適正に循環的な利用を行い、自らの責任において適正に処分します。
- 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、
  - 当該製品が廃棄物となることを抑制するために必要な措置を講じます。
  - 当該製品が適正に循環的な利用が行われることを促進するために必要な措置を講じます。
  - 当該製品の適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を講じます。
  - 基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努めます。

### 【市の責務】 環境基本条例第5条より

- 基本理念及び基本原則にのっとり、次に掲げる事項に関する施策を策定し、実施します。
  - 環境に関する教育及び意識の啓発
  - 公害の防止
  - 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素の良好な状態の保持
  - 野生生物の保護その他の生物の多様性の保全
  - 森林、河川等における多様な自然環境の保全及び創出
  - 人と自然との豊かなふれあいの場の保全及び創出
  - 環境の美化その他良好な生活環境の確保
  - 資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用
  - 廃棄物の適正処理並びに廃棄物の減量化及び循環的な利用
  - 地球環境の保全
- 施策について分かりやすく説明し、広く意見を聴く機会を確保します。